

## 楓子 公式ファンクラブ『ふうこーず』 会員規約

### (目的)

第1条 本規約は、楓子の活動を応援・サポートするファンクラブについて必要な事項を定め、もってファンクラブの円滑な運営を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会員組織の名称は『ふうこーず』とする。

### (会員)

第3条 本規約に同意の上、入会手続きを完了し、かつ会費の納付を確認したものを会員とする。

- (1) 会員資格の有効期間は、事務局が入会を承認した日の翌月1日から1年間とし、翌年からは会費の納付を行うことで会員資格を更新出来るものとする。ただし、会費の納付が行われない場合、会員資格の更新は認めず、会員資格の一時停止、または本会からの除名するものとする。
- (2) 事務局が不適切と判断した場合、入会・更新の拒否を行えるものとする。

### (会費)

第4条 会費は会員となった月から1年間の年会費とし、一律2,500円(税込)とする。金額に変更があった場合、既に会員であるものは次回更新時よりその金額を適用するものとする。

### (会員特典)

第5条 会員特典として、会員証の発行、friend ticketの贈呈、及び会員限定CD・グッズ等の販売を行う。

- (1) 発行された会員証の転売・貸与・譲渡は認めないものとする。
- (2) 会員証を紛失した場合、500円の手数料を支払うことで再発行できるものとする。ただし、会員証の再発行を行う際、friend ticketの贈呈は行わないものとする。
- (3) friend ticketは、その対象により使用の可否、割引金額等の違いがあるものとする。

### (会員義務)

第6条 会員は登録情報に変更があった場合、その旨を事務局に連絡をし、登録情報を更新しなければならない。登録情報の更新を怠った結果、本会からの通知等を受け取れなかった場合、または会員特典やその他のサービスを受ける機会を喪失する等の不利益を被った場合、本会は一切責任を負わないものとする。

### (退会)

第7条 会員が会員規約に反する行為を行った場合、または本会に対して著しく損害を与えると事務局が判断した場合、会員資格の一時停止、または本会からの除名するものとする。また、会員からによる途中退会の場合、いかなる理由においても会費の返却は行わないものとする。

### (個人情報の取り扱い)

第8条 会員登録の際に入手した個人情報について、本人の了承がない場合、本会が会員に向けて提供するサービス以外で利用しないと、第三者に開示、提供しないものとする。

### (解散)

第9条 楓子の活動状況及び本会に、その活動を継続しがたい事態が発生した場合、解散するものとする。

### (規約の変更)

第10条 本規約の変更は事務局が行うものとする。

附則 本規約は、平成30年10月1日から施行する。